

令和4年 No.50

○国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部を改正する規則の制定

制定理由

理事及び副学長の職務分担の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年11月16日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

令和4年規則第29号

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則（昭和52年規則第10号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部改正について

改正理由：理事及び副学長の職務分担の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正			現 行																										
〔省略〕			〔省略〕																										
(専決) 第5条 前条第1項の規定にかかわらず、別表第2の事項欄に掲げる事項の決裁は、同表専決者欄に掲げる者が専決するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。			(専決) 第5条 前条第1項の規定にかかわらず、別表第2の事項欄に掲げる事項の決裁は、同表専決者欄に掲げる者が専決するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。																										
〔省略〕			〔省略〕																										
別表第2			別表第2																										
〔省略〕			〔省略〕																										
(学務部関係)			(学務部関係)																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>名義者</th> <th>専決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(11) 〔省略〕</td> <td>〔省略〕</td> <td>〔省略〕</td> </tr> <tr> <td>(12)外国人研究者に関する文書</td> <td>学 長</td> <td>国 際 を 所 掌 する <u>副 学 長</u></td> </tr> <tr> <td>(13)～(41) 〔省略〕</td> <td>〔省略〕</td> <td>〔省略〕</td> </tr> </tbody> </table>			事 項	名義者	専決者	(1)～(11) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	(12)外国人研究者に関する文書	学 長	国 際 を 所 掌 する <u>副 学 長</u>	(13)～(41) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>名義者</th> <th>専決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(11) 〔省略〕</td> <td>〔省略〕</td> <td>〔省略〕</td> </tr> <tr> <td>(12)外国人研究者に関する文書</td> <td>学 長</td> <td>国 際 を 所 掌 する <u>理 事</u></td> </tr> <tr> <td>(13)～(41) 〔省略〕</td> <td>〔省略〕</td> <td>〔省略〕</td> </tr> </tbody> </table>			事 項	名義者	専決者	(1)～(11) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	(12)外国人研究者に関する文書	学 長	国 際 を 所 掌 する <u>理 事</u>	(13)～(41) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
事 項	名義者	専決者																											
(1)～(11) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕																											
(12)外国人研究者に関する文書	学 長	国 際 を 所 掌 する <u>副 学 長</u>																											
(13)～(41) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕																											
事 項	名義者	専決者																											
(1)～(11) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕																											
(12)外国人研究者に関する文書	学 長	国 際 を 所 掌 する <u>理 事</u>																											
(13)～(41) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕																											
(監査室関係)			(監査室関係)																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>名義者</th> <th>専決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 会計検査院及び会計監査人の検査及び監査に関する定型的又は軽易な文書</td> <td>学 長</td> <td>財 務 を 所 掌 する <u>副 学 長</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 内部監査に関する文書</td> <td>学 長</td> <td>財 務 を 所 掌</td> </tr> </tbody> </table>			事 項	名義者	専決者	(1) 会計検査院及び会計監査人の検査及び監査に関する定型的又は軽易な文書	学 長	財 務 を 所 掌 する <u>副 学 長</u>	(2) 内部監査に関する文書	学 長	財 務 を 所 掌	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>名義者</th> <th>専決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 会計検査院及び会計監査人の検査及び監査に関する定型的又は軽易な文書</td> <td>学 長</td> <td>財 務 を 所 掌 する <u>理 事</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 内部監査に関する文書</td> <td>学 長</td> <td>財 務 を 所 掌</td> </tr> </tbody> </table>			事 項	名義者	専決者	(1) 会計検査院及び会計監査人の検査及び監査に関する定型的又は軽易な文書	学 長	財 務 を 所 掌 する <u>理 事</u>	(2) 内部監査に関する文書	学 長	財 務 を 所 掌						
事 項	名義者	専決者																											
(1) 会計検査院及び会計監査人の検査及び監査に関する定型的又は軽易な文書	学 長	財 務 を 所 掌 する <u>副 学 長</u>																											
(2) 内部監査に関する文書	学 長	財 務 を 所 掌																											
事 項	名義者	専決者																											
(1) 会計検査院及び会計監査人の検査及び監査に関する定型的又は軽易な文書	学 長	財 務 を 所 掌 する <u>理 事</u>																											
(2) 内部監査に関する文書	学 長	財 務 を 所 掌																											

		する <u>副学長</u>			する <u>理事</u>
<p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和4年11月16日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>			<p>[省略]</p>		